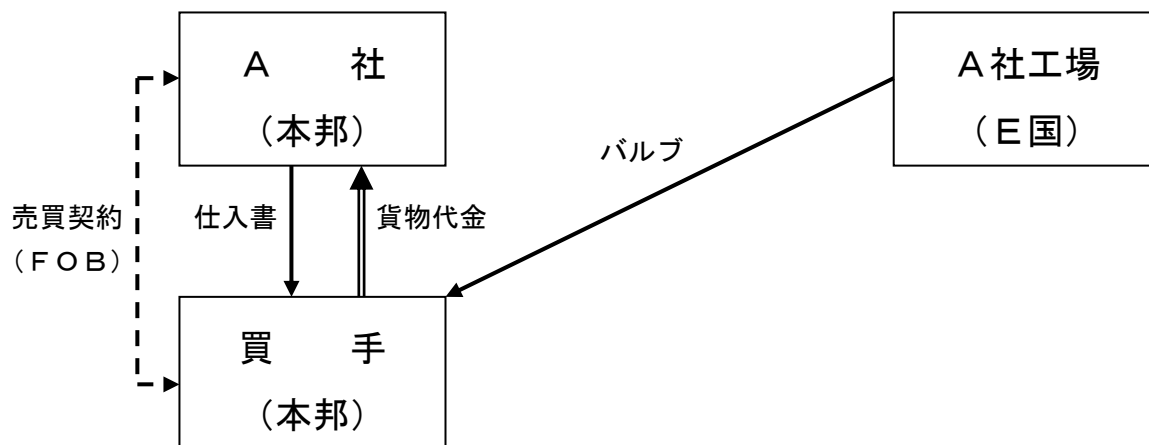


1. 本邦に所在する者との売買契約に基づき輸入する場合の

「輸入取引」の認定



【照会要旨】

当社は、本邦所在のA社とのFOB条件による売買契約に基づき、E国所在のA社の工場で製造されたバルブをA社から購入（輸入）します。

輸入貨物は、当社が手配した船舶により、A社の工場から当社宛てに直接に運送されます。また、輸入貨物の仕入書は、A社から当社宛てに発行されます。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社と本邦所在のA社との間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められますか。

なお、当社とA社との間に特殊関係はありません。

【回答要旨】

上記の取引における貴社とA社との間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められます。

（理由）

「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実にその貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買が該当します。

上記の取引において、本邦に拠点を有する法人である貴社（買手）は、輸入貨物を本邦に到着させることを目的としてA社（売手）と売買を行っており、また、この売買により現実にその貨物が本邦に到着することとなったものと認められますので、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-1(1)

関税評価に関する取扱事例について 事例1

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)